

定額減税補足給付金の「不足額給付」

問 税務課 ☎ 62-1238

定額減税しきれなかった額に対して昨年実施した「調整給付」で支給した額が不足する方や、定額減税・非課税世帯向けの給付金の対象外だった方へ、追加の給付金が支給されます。

定額減税しきれなかった方

対象者 定額減税しきれなかった額が、「調整給付」で支給した金額を上回る方

支給金額 「調整給付」で定額減税しきれない額の合計（1万円未満切上）から「調整給付」により支給した金額を差し引いた額

定額減税・非課税世帯向けの給付金の対象外

対象者 令和6年度住民税および令和6年分所得税が非課税で所得が480,000円を超える、または事業専従者で令和5、6年度に実施された非課税世帯給付金等の対象外世帯の方

支給金額 40,000円

※令和6年1月1日時点で国外居住であった場合は30,000円

申請方法 8月中旬に確認書が届きますので、必要事項を記入のうえ返信してください。

支給時期 手続きが完了し次第、順次給付 **申請期限** 10月31日（金）

詳しくは宿毛市 HP をご確認ください。



宿毛市 HP

前納でお得に納付

問 幡多年金事務所
☎ 0880-34-1616（自動音声案内）

国民年金保険料は、一定期間の保険料をまとめて前払い（前納）すると割引が適用されます。

	支払方法	2年前納	1年前納	6カ月前納	当月末振替（早割）	毎月納付（翌月末）
1回あたりの納付額	納付書払い クレジットカード払い	409,490円	206,390円	104,210円	-	17,510円
	口座振替	408,150円	205,720円	103,870円	17,450円	17,510円
割引額	納付書払い クレジットカード払い	15,670円	3,730円	850円	-	-
	口座振替	17,010円	4,400円	1,190円	60円	-

※申し込みの時期によって前納可能な期間が異なります。

受付 随時

必要な物 ●納付書 ●年金手帳または基礎年金番号通知書 ●通帳 ●クレジットカード ●金融機関届出印

申込 市役所年金係または幡多年金事務所 ※郵送提出可

口座振替の申し込みはマイナポータルからねんきんネットにログインし手続きを行えます。

詳しくは年金機構 HP をご確認ください。



年金機構 HP

幡多年金事務所による今月の年金相談（予約制）

問 幡多年金事務所
☎ 0880-34-1616（自動音声案内）

日程 ●8月19日（火） ●9月16日（火） ●10月21日（火） ※毎月第3火曜日に開催

時間 9時30分～12時、13時～15時 **場所** 宿毛市役所 **受付** 市民課年金係

必要な物 **本人が申請する場合**

- 年金手帳や基礎年金番号通知書または年金証書
- 年金手続きであれば送られてきた書類一式
- 本人確認ができるもの（マイナンバーカード等）
- マイナンバーのわかるもの

代理人が申請する場合

- 委任状
 - 代理人の本人確認ができるもの
- ※詳細は予約の際にお尋ねください。

予約 ご予約の際は基礎年金番号がわかるもの（基礎年金番号通知書、年金手帳など）をご用意ください。

予約方法 ●幡多年金事務所へ電話